

令和元年度第9回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年12月12日(木) 午前9時30分～午前10時40分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1) 出席委員(農業委員24名中22名:推進委員6名)
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、
徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、
藤村 守、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
山見 智盟、吉富 崇子

池田 善治、重枝 隆、勝本 紘、繁村 勝正、徳田 敦之、
山根 久子

(2) 欠席委員(2名)
恒富 竹司、藤原 敏郎

(3) 事務局
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・岩本

(4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1) 議事録署名委員指名

(2) 議案審議

(3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

原田 雅恵 委員 及び 原田 好子 委員
をお願いいたします。

それでは、審議を保留しておりました令和元年度第6回総会 農地法第5条 議案第34号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、令和元年度第6回総会 農地法第5条 議案第34号、小郡下郷です。

この事案につきましては、当該総会において審議した際に、都市計画法の規定による開発許可申請がなされておらず、農地法第5条第2項第3号の一般基準における計画の実現性に問題があるため審議保留としておりました。

このたび、開発許可申請がなされましたので審議をお願いします。

申請内容を改めて説明いたします。

申請地は、小郡総合支所から北西へ230mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請人は隣地で宅地分譲しましたが完売し、さらなる需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法の規定による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

以上で継続審議に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川西地区委員 問題ありません。

議長 事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の継続審議に係る議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。採決に入ります。
只今審議しました継続審議に係る議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しました継続審議に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。
農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは2ページをお開きください。
合わせて、参考位置図2ページをお開きください。

議案第2号、秋穂東です。
申請地は、大海総合センターから南西へ1.5kmに位置する農用地区域内の農地です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

耕作地に近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、350アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ800mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接しており、今までも耕作を手伝っていたことから、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は433アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ430mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、自宅に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は42アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、小郡下郷です。

申請地は、JR周防下郷駅から東へ70mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は31アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付け

た農地」に該当しません。

議案第6号、徳地藤木です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から西へ1.4kmに位置する、農用地区域内の農地及び公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、周南市に居住する、農業兼会社員です。

後継者として申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は97アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、徳地藤木です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から南西へ3.2kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼公務員です。

自宅付近の申請地を取得し、農業経営に参入するものです。

取得後の経営規模は36アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業兼農業を営む者です。

自宅付近の申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は660アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、阿東篠目です。

申請地は、JR篠目駅から北へ1.2kmに位置する、また農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

後継者として申請地を譲り受け、農業経営に参入するものです。

取得後の経営規模は84アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

事務局

議案第10号、阿東篠目です。

申請地は、JR篠目駅から北へ1.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

自宅付近の申請地を借り受け、農業経営に参入するものです。

取得後の経営規模は66アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、阿東蔵目喜です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から西へ4.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は205アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。

議長

なお、議案第8号については、私が利害関係者に当たります。この場を退席し、議長を副議長に交代しますので、まずは議案第8号の審議をお願いします。

(事務局の誘導により議長退席)

副議長

それでは、議案第8号について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

副議長

以上で議案第8号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。
只今審議しました議案第8号について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

副議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第8号に係る申請については、「許可」といたします。

それでは、以後の議事につきましては、議長を交代いたします。
議長の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、議長入場)

議長

それでは、議案第8号を除く農地法第3条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。
只今審議しました農地法第3条に係る議案について、一括で採決を行います。農地法第3条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、すべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは9ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図12ページをお開きください。

議案第12号、吉敷佐畑一丁目です。

本事案につきましては、農地法第5条議案第24号が同時に提出されていますので、合わせて説明させていただきます。

議案第12号、議案第24号、吉敷佐畑一丁目です。

議案第12号は9ページを、議案第24号は17ページを御覧ください。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ360mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する団体職員です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便もよく、需要が見込めるため、母が所有する申請地を借り受け、自己所有地と合わせて、貸家を建設するものです。

議案第13号、小郡下郷です。

申請地は、JR周防下郷駅から東へ190mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地そばの法人の職員が増えたため、職員用駐車場として貸し出すものです。

なお、申請地は、令和元年5月に農地法の許可を得ることなく貸駐車場として転用されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第14号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ2.3kmに位置す

事務局

る、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。
申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。
高齢で耕作が困難なため、植林するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第4条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。
只今審議しました農地法第4条に係る議案のうち、農地法第5条同時申請の議案第12号を除いて、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、12ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図15ページをお開きください。

議案第15号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから東へ350mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、山陽小野田市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第16号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、運送業を営む法人です。

自社所有の倉庫が手狭になったため、会社から近い申請地を取得し、倉庫及び事務所を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、大内矢田南五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、住環境に恵まれ、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、大内氷上四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから北西へ700mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

申請地周辺は、住環境に恵まれており、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第20号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から東へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

子供の成長に伴い手狭なため、親が所有する申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第21号、旭通り二丁目です。

申請地は、JR山口駅から南西へ580mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

業績が好調で、業務用車両駐車場を拡充する必要があるため、現在の業務用倉庫に隣接する申請地を取得し、駐車場を整備するものです。

議案第22号、赤妻町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在借家住まいで子供の成長に伴い手狭となったため、実家に隣接する申請地を借り受け、自己用住宅を建設し、また前面道路は十分な幅員がなく、かつ交通量が多いため、プライバシーを守るよう前面道路側にブロック塀

を設置することから、合わせて進入路を整備するものです。

議案第23号、三の宮一丁目です。

申請地は、JR上山口駅から北東へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街で、近隣の住宅地も売れ行きが好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号につきましては、関連する農地法第4条、議案第12号と合わせて御説明しましたので省略いたします。

議案第25号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ220mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、近隣に幼稚園、学校があり、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

事業拡大に伴い、本社の隣接地である申請地を取得し、新たに倉庫、危険物庫を建設し、一部を駐車場及び資材置場として整備するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ940mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

現在、太陽光発電設備の設置工事業を営んでおり、事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭となったため、申請地を取得し資材置場とするものです。

議案第28号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ610mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第29号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北へ710mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は市道に面しており、駅から近いため交通の便が良く、保育園や小学校も近く需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

議案第30号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ630mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から東へ840mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在、借家住まいで手狭となったため、現在の居住地から近く条件に合う申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第32号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ750mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市西区内に居住する会社員です。
日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第33号、小郡平砂町です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ600mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は国道から近く、また、駅からも近いため需要が見込めることから共同住宅を建設するものです。

議案第34号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南東へ720mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、不動産業を営む者です。

申請地周辺は宅地化が進み、住環境に恵まれ、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第35号、徳地堀は取り下げられました。

議案第36号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北西へ350mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第37号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ3.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業兼農業を営む者です。

水路の修繕にあたり、工事の施工に必要な進入路として借り受けるものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用

事務局

であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和2年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第38号、阿東生雲東分です。

申請地は、JR三谷駅から南西へ490mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第39号、阿東生雲東分です。

申請地は、JR三谷駅から南西へ440mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

以上の農地法第5条に係る議案第35号を除く全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものとさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

北部地区ですが議案の15号、16号、18号につきましては特に問題ありませんでした。議案の17号につきましては、以前、周辺で浸水がありました。東側の田から申請地に続く水路が狭く、申請地の手前で南に向かって

北部地区委員	直角に曲がっており、大雨の時にはその田に水が入り込む懸念があります。また、申請地の面積に対して問田川に排水する水門が狭く、また問田川は蛇行していますので、排水路より逆流して、ここに入るのではないかという、ご意見が多数出ております。これにつきましては、開発許可の内容を確認させていただきたいと思っております。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	議案第35号は取り下げ。他は問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	今報告がありましたが参事さん、補足説明がありますか。
事務局	<p>議案第17号につきましては、参考位置図の17ページになります。</p> <p>開発指導課の方に確認を取りましたのでご説明いたします。1点目につきまして、申請地の東側の田から申請地に続く水路、田の北側に水路が接しておりますが、これにつきましては申請地の手前で直角に曲がり、途中で暗渠を通り、南にあります問田川に流れていきます。直角に曲がる箇所であふれるのではないかという懸念があるとのことでしたが、確認しましたところ、本事案で設置される水路は、流量計算上問題ないと開発指導課は判断しております。なお、直角の部分も含めて流量を計算されているとのことです。</p> <p>それともう1点ですが、水路の下流部分についてです。暗渠の部分が狭くなっており、逆流するのではないかとのことですが、開発指導課に確認しましたところ、開発区域外ですので審査されておられません。地元で過去からの経緯で浸水等ご懸念がありましたら、大内地域交流センターを通じて、下水道整備課の総合浸水対策室に御相談いただくこととなります。以上です。</p>
議長	<p>只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>以上の農地法第5条に係る議案第35号を除く全議案については、先ほど</p>

議長 関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。

なお、議案第37号については、私が利害関係者に当たります。この場を退席し、議長を副議長に交代しますので、まずは議案第37号の審議をお願いします。

(事務局の誘導により議長退席)

副議長 それでは、議案第37号について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

副議長 以上で議案第37号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました議案第37号について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

副議長 挙手多数と認め、只今審議しました議案第37号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、以後の議事につきましては、議長に議長を交代いたします。議長の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、議長入場)

議長 それでは、議案第35号、及び議案第37号を除く農地法第5条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

A委員 議案第26号、陶、議案書19ページに危険物庫と記載されていますが、危険物というのはどういったものか聞いていますか。

事務局 こちらの業者さんが鉄軌道の工事をされる業者さんですので、火薬類を置

事務局 かれるのではないかと判断しております。よろしいですか。

A委員 結構です。

議長 他の委員さんから、ありませんか。特に無いようですので、以上で農地法第5条にかかる議案審議を終わります。採決に入ります。
只今審議しました農地法第5条に係る議案、及び農地法第5条同時申請の農地法第4条12号議案について、一括で採決を行います。これらの申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しましたこれらの申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは、28ページを御覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第40号です。
各地区協議会において、協議していただいたとおりで、合計140筆210,418.15㎡でございます。
計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いいたします。

事務局

それでは、29ページを御覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第41号です。
地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計11筆、23,809㎡でございます。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。
御審議よろしくをお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いいたします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

議長

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いいたします。

それでは、30ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図38ページをお開きください。

議案第42号、桜畠四丁目です。

登記地目が田の土地1筆、345㎡の一部については、平成8年7月19日付けで、農地法第4条の許可を受け、目的どおり駐車場として利用され、その他部分は、平成8年頃から隣接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第43号、陶です。

登記地目が田の土地1筆、126㎡については、平成6年頃から宅地への通路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第44号、鑄銭司です。

登記地目が田の土地1筆、517㎡については、昭和40年頃から山林化しており、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号、徳地藤木です。

登記地目が田の土地1筆、2,585㎡については、平成9年3月に植林を行い、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号、徳地船路です。

登記地目が田の土地1筆、177㎡については、昭和45年頃に建物が建築され、建物敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年月日不詳で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました
が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第42号から議案第46号ま
での現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めま
す。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明については全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の
一覧表を御覧ください。11月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、資料
掲載のとおり全て適当と回答を受けております。

また、報告第3号については、第5回総会における審議保留事案です。一
体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されて
おらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請
が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするもの
です。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等があ
りましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、令和元年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年12月12日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 原田 雅恵

署名委員 原田 好子

記 録 者 岩本 康英